結婚・出産したとき

結婚手当金

組合員が結婚（内縁関係を含む。）したときは，結婚手当金が支給されます。退職後（任意継続組合員の場合は資格喪失後）に結婚したときは支給されません。

なお，**平成 26 年４月結婚分から支給額を引き下げ，平成 27 年４月結婚分から廃止します**。

支　給　額	**平成 26 年３月までの結婚については　80,000 円** **平成 26 年４月から平成 27 年３月までの結婚については　40,000 円**
請　求　書　類	・結婚手当金請求書〔整理番号 18〕 ・結婚の事実が確認できる書類（戸籍抄本，婚姻受理証明書等） ・個人口座申出書〔整理番号 54〕※ 氏名に変更があったとき

（注）１　組合員同士が結婚したときは，それぞれの組合員へ支給されます。
　　２　結婚により氏名に変更があったときは，組合員証等の記載事項変更の手続もしてください。（10 ページ参照）

出産費・家族出産費及び同附加金

組合員が出産したときは出産費及び出産費附加金（被扶養者が出産したときは家族出産費及び家族出産費附加金）が支給されます。

（注）１　複数児出産のときは，産児ごとに支給されます。
　　２　妊娠 13 週（85 日）以降の異常分娩（流産，死産等）又は母体保護法に基づく妊娠４か月以上の胎児の人工妊娠中絶のときにも支給されます。
　　３　１年以上組合員であった者が，退職後（任意継続組合員の場合は資格喪失後）６か月以内に出産したときは，出産費が支給されますが，附加金は支給されません。ただし，退職後，他の共済組合又は健康保険等から同様の給付を受けるときは，支給されません。
　　４　被扶養者の出産に対して，被扶養者自身が以前加入していた他の共済組合又は健康保険等から出産費の給付が受けられるときは，支給されません。
　　なお，被扶養者認定から出産まで６か月を経過していないときは，確認書類の提出を求めることがあります。

<table>
<tr><td>支　給　額</td><td>出産費・家族出産費　420,000 円（加算額（産科医療補償制度掛金相当額 16,000 円）を含む。）
※　産科医療補償制度に未加入の医療機関等において出産した場合又は在胎週数 22 週未満で出産（死産を含む。）した場合の支給額は，分娩年月により，次の表のとおりです。
<table>
<tr><td>分娩年月</td><td>平成 26 年 12 月分娩分まで</td><td>平成 27 年１月分娩分から</td></tr>
<tr><td>支 給 額</td><td>390,000 円</td><td>404,000 円</td></tr>
</table>
出産費附加金・家族出産費附加金　50,000 円</td></tr>
<tr><td>請　求　書　類</td><td>請求方法について，**26-2 ページの３つの方法から１つを選択**して，下記の該当する書類を提出してください。</td></tr>
<tr><td></td><td>**【直接支払制度を利用する場合】**※ 出産後に提出してください。
・出産費・家族出産費及び同附加金請求書〔整理番号 19〕（注）１
・医療機関等が発行する直接支払制度を利用することを合意した文書の写し（所属所長の原本証明があるもの）（注）４
・医療機関等が発行する出産費用の内訳を記載した明細書（分娩（出産）費用明細書）の写し（所属所長の原本証明があるもの）（注）２</td></tr>
</table>

（H27.３改定）

請　求　書　類	**【受取代理制度を利用する場合】**※ **出産予定日２か月前から予定日前までに提出**してください。 ・出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）（注）３ ・出産者及び出産予定日が確認できる書類（母子（健康）手帳の写し等，写しを提出する場合は所属所長の原本証明があるもの）
	【直接支払制度又は受取代理制度を利用しない場合】※ 出産後に提出してください。 ・出産費・家族出産費及び同附加金請求書〔整理番号 19〕 ・医療機関等が発行する直接支払制度を利用しないことを合意した文書の写し（所属所長の原本証明があるもの）（注）４ ・医療機関等が発行する領収書の写し（所属所長の原本証明があるもの）（注）２

（注）１　**直接支払制度を利用する場合，共済組合から医療機関等への直接支払の対象となるのは出産費（家族出産費）に限られますので，必ず出産費附加金（家族出産費附加金）の請求手続をしてください。また，直接支払額が出産費（家族出産費）の給付額未満の場合は，差額の出産費（家族出産費）も併せて請求してください。**

２　産科医療補償制度に加入している医療機関等で在胎週数22週以降に出産(死産を含む。)した場合は，「産科医療補償制度加入機関」のスタンプが押印されているものを提出してください。

産科医療補償制度とは，分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償等を行う制度です。

この制度では，制度加入の医療機関等が掛金を負担します。その掛金分が出産にかかる費用に上乗せされるため，出産費（家族出産費）に掛金相当額が加算されます。

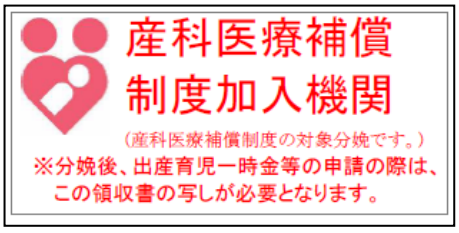

「産科医療補償制度加入機関」のスタンプ

３　受取代理制度を利用する場合は，「出産育児一時金等支給申請書」を，当支部のホームページからダウンロードして取得してください。

なお，医療機関等から他の医療保険制度と共通の書式による申請書を提供された場合は，当該様式中に「出産育児一時金等」「被保険者」とあるのは，それぞれ「出産費等」「組合員」と読み替えて使用してください。その場合，当該様式中の「あて名」欄に「公立学校共済組合鹿児島支部長　殿」と記入の上，「備考」欄に下記のとおり所属所長の記載事項証明を受けてください。

また，「申請者に対する支払金融機関」欄については，記入不要です。

（備考欄記入例）

（備考欄）
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。
平成　　年　　月　　日　　所属所名
〒
所属所所在地
所属所長　職・氏名　　㊞
電話番号（　　－　　－　　）

４　合意文書は，医療機関等が準備します。合意文書中の保険者名は「公立学校共済組合鹿児島支部」と記入してください。

（H27.３改定）

【出産費等の請求方法】

出産費等の請求方法は，① 出産にかかった費用をどのように支払うか，また② 医療機関等がどの制度を実施しているかによって，**次の図の３つの方法から１つを選択する**ことになります。

医療機関等へ支払う出産費用は事前に用意があるので，共済組合の給付金全額は，出産後に直接自分で受け取りたい。

医療機関等へ支払う出産費用は，共済組合が給付金を直接医療機関等へ支払ってほしい（窓口での支払額を少なくしたい。）。

ほとんどの医療機関等で利用できる。

利用できる医療機関等が限られている。

	直接支払制度・受取代理制度を利用しない	**直接支払制度を利用する（組合員の利用が最も多い）**	**受取代理制度を利用する（利用できる医療機関等が少ない）（注）１**
出産前	組合員は， 医療機関等と直接支払制度を利用しない旨の合意文書を作成します。（注）２	組合員は， 医療機関等と直接支払制度を利用する旨の合意文書を作成します。（注）２	組合員は， 医療機関等と受取代理制度利用の「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」を作成し，**共済組合へ提出**します。（注）３
出産	組合員は， 出産費用の全額を医療機関等へ支払います。	共済組合は， 給付金（出産費）を医療機関等へ支払います。 ●出産費用が「出産費」の額を超えるときは，組合員は，医療機関等の窓口で差額を支払います。	共済組合は， 給付金（出産費＋出産費附加金）を医療機関等へ支払います。 ●出産費用が「出産費＋出産費附加金」の額を超えるときは，組合員は，医療機関等の窓口で差額を支払います。
出産後	組合員は， 給付金（出産費＋出産費附加金）を**共済組合へ請求**します。	組合員は， 給付金（出産費附加金）を**共済組合へ請求**します。 **●出産費用が「出産費」の額を下回ったときは，その差額も併せて請求**します。	組合員は， 出産後の手続は不要です。 ●出産費用が「出産費＋出産費附加金」の額を下回ったときは，**その差額は共済組合から自動的に組合員へ支給**されます。

※ 家族出産費及び家族出産費附加金についても同様の取扱いです。

（注）１　受取代理制度は，一定の条件を満たす小規模施設等の医療機関等のうち，**厚生労働省に届出を行った医療機関等に限り利用できる制度**です。**利用の可否は，出産予定の医療機関等へ確認**してください。

２　合意文書は医療機関等が準備します。

３　**出産予定日２か月前から予定日前までに共済組合へ提出**してください。

なお，提出後，出産予定医療機関等以外で出産することになった場合は，共済組合へ連絡してください。

（H26.２改定）

死亡したとき

埋葬料及び同附加金（組合員が死亡したとき）

組合員が**公務又は通勤によらない事由により**死亡したときは，被扶養者（被扶養者がいない場合は，実際に埋葬を行い，その費用を負担した実埋葬者）に埋葬料及び同附加金が支給されます。

支　給　額	埋葬料　50,000 円（注） 埋葬料附加金　25,000 円（注）
請　求　書　類	・埋葬料及び同附加金請求書〔整理番号 37〕 ・死亡の事実が確認できる書類 （死体埋（火）葬許可証の写し（所属所長の原本証明があるもの），戸籍抄本等） ・請求者である被扶養者又は実埋葬者の個人口座申出書〔整理番号 54〕 請求者が実埋葬者の場合は，次の書類も添付してください。 ・埋葬，葬式に直接要した費用の領収書（その内容明細書を含む。） ・組合員との関係が確認できる書類

（注）　請求者が実埋葬者の場合は，埋葬料は 50,000 円の範囲内で埋葬，葬式に直接要した実費額が支給されます。また，埋葬料附加金については，埋葬，葬式に直接要した費用が 50,000 円を超える場合に限って支給されます。

【資格喪失後の支給】

組合員が退職後（任意継続組合員の場合は資格喪失後）３か月以内に死亡した場合であっても埋葬料が支給されます（埋葬料附加金は支給されません。）。ただし，退職後，死亡するまでの間に他の共済組合又は健康保険等に加入したときは，これらの保険者から給付が行われるため，共済組合からは支給されません。

家族埋葬料及び同附加金（被扶養者が死亡したとき）

被扶養者が**業務（公務）又は通勤によらない事由により**死亡したときは，組合員に家族埋葬料及び同附加金が支給されます。

支　給　額	家族埋葬料　50,000 円 家族埋葬料附加金　25,000 円
請　求　書　類	・家族埋葬料及び同附加金請求書〔整理番号 37〕 ・死亡の事実が確認できる書類 （死体埋（火）葬許可証の写し（所属所長の原本証明があるもの），戸籍抄本等）

（H26.2 改定）

休　業　し　た　と　き

組合員が，公務又は通勤に起因しない傷病，出産，その他の事由で勤務に服することができず，報酬（給与）の全部又は一部が支給されないときは，次の手当金が支給されます。

傷病手当金及び同附加金

組合員（任意継続組合員を除く。）が**公務又は通勤に起因しない**傷病により療養のため勤務に服することができず，報酬（給与）が支給されないときは，勤務に服することができなくなった日以後３日を経過し，同一傷病について，初めて傷病手当金を支給した日から通算して１年６月間（結核性の病気については３年間）傷病手当金が支給されます。ただし，出産手当金が支給されている期間は，傷病手当金は支給されません。

さらに，組合員が傷病手当金の支給期間満了後も勤務に服することができないときは，同一傷病について，初めて傷病手当金附加金を支給した日から通算して６月間支給されます。給付水準及び認定・請求書類は傷病手当金と同様です。

（注）公務又は通勤に起因する傷病に係る休業補償は，地方公務員災害補償基金により補償されます。

支　給　額	１日当たりの給付額（１円未満四捨五入）＝標準報酬日額×2/3 ただし，平成 27 年９月以前の休業期間については， １日当たりの給付額＝給料日額×2/3×1.25（特別職は１） （注）１　標準報酬日額（10 円未満四捨五入）＝標準報酬月額×1/22 給料日額（10 円未満四捨五入）＝給料月額×1/22 ２　週休日については支給されません。 ３　報酬（給与）の一部及び障害年金等が支給される場合は，１日当たりの給付額が減額調整されます（調整方法については，31-1 ページ以下を参照）。 ４　傷病手当金（傷病手当金附加金）は，月単位で支給されます。
認　定　書　類	**給付金の初回請求又は休業期間の延長に伴う請求前に，共済組合から給付期間の認定を受ける必要があります**ので，あらかじめ，下記の認定書類を提出してください。 ・傷病手当金及び同附加金認定申請書〔整理番号 23〕 ・休職辞令の写し（所属所長の原本証明があるもの） ・医師の診断書（初診年月日，現在の病状，今後の見込み等が記載されたもの） ・有給休職を開始した月及びその前月の給与の支給内訳書（各月の給与について，追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの） ・障害年金又は障害手当金を受給している場合（受給権があり，受給予定である場合を含む。）は，受給額（年金の場合は年額）が確認できる年金額決定・改定通知書等の写し（所属所長の原本証明があるもの） （注）１　給与の支給内訳書については，無給休職の開始に伴い，給付事由となる傷病につき，初めて認定を受けようとする場合についても，有給休職等の期間において，支給された報酬（給与）との調整の有無を確認する必要があるので，提出を要します。 また，病気休暇期間中に報酬全体に占める割合が高い報酬が減額され，傷病手当金等が支給される場合は，これに代えて，病気休暇を開始した月及びその前月の給与の支給内訳書（各月の給与について，追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの）を提出してください。 ２　休業状況又は報酬の支給状況によっては，上記以外の確認書類の提出を求める場合があります。

（H28.３改定）

請　求　書　類	給付期間の認定を受けた後，下記の請求書類を**月単位で提出**してください。 ・傷病手当金及び同附加金請求書〔整理番号 24〕 ・当月の休業日において給与が支給された場合は，給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの） ・障害年金又は障害手当金を受給している場合（受給権があり，受給予定である場合を含む。），年金額が決定又は改定されたときは受給額（年金の場合は年額）が確認できる年金額決定・改定通知書等の写し（所属所長の原本証明があるもの） （注）１　請求に際しては，当月の請求期間の末日の翌日以降に請求書を作成し，医師の証明を受けた上で提出してください。 例 ４月全日休業分は５月１日以降に請求ができる。 ２　傷病手当金及び同附加金請求書〔整理番号 24〕中の別紙「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計算書」は，給与事務担当者の確認印を受けて提出してください。ただし，月の全日にわたって給与が支給されない場合は，別紙の提出は不要です。

【傷病手当金（傷病手当金附加金）の支給開始時期】

傷病手当金（傷病手当金附加金）の支給開始時期は，組合員が休業前に受給していた諸手当の状況により異なります。

主に県費組合員の場合，へき地手当・特地勤務手当（準ずる手当を含む。）など自身の給与全体に占める割合が高い手当を受給していたときは，有給休職に伴い当該手当が支給されなくなり，有給休職期間から報酬（給与）の１日当たりの額（報酬日額）が傷病手当金等の１日当たりの給付額（給付日額）を下回り，傷病手当金等が一部支給されることがあります（下記図①の場合）。この場合，月の給与支給対象日数（週休日を除く日数，20 日～23 日）によっては，報酬日額が給付日額以上となり，傷病手当金等が支給されない期間（月）が生じることがありますが，ひとたび傷病手当金等の支給が開始すると，以後の休職期間において，傷病手当金等が支給されない期間（月）についても傷病手当金等が支給されたものとみなし，支給期間に算入します。

図：傷病手当金（傷病手当金附加金）の支給期間のイメージ
（県費組合員が病気休暇から引き続き３年間休職した場合（障害年金等受給なし））

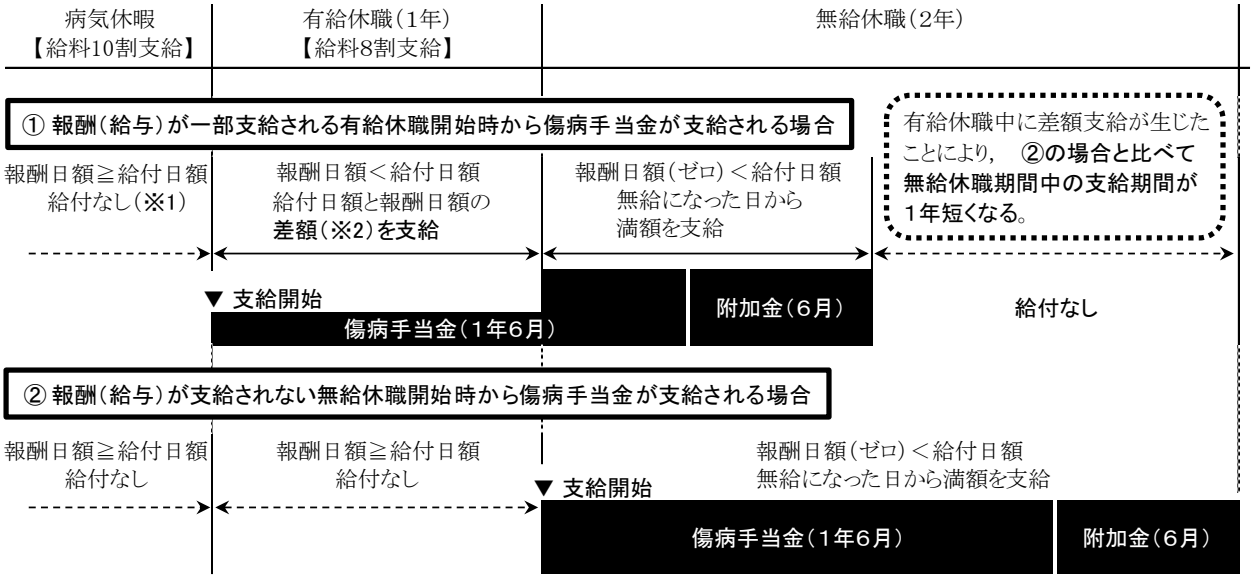

※1　病気休暇期間は，基本的に給料が10割支給されるため，報酬日額≧給付日額となることが多く，差額支給が生じる事例は少ない。
※2　月の給与支給対象日数（週休日を除く日数，20日～23日）によっては，報酬日額≧給付日額となり，傷病手当金が支給されない期間（月）が生じることがある。

（H28.３改定）

【同一傷病により再び休業した場合の支給】

傷病手当金又は傷病手当金附加金を受給していた組合員が**復職した後，　同一傷病により療養のため再び勤務に服することができなくなった場合は，復職後，報酬（給与）が支給された期間（病気休暇，有給休職期間等）は，傷病手当金等が支給されたものとみなし，支給期間に算入されます。**

通算して支給期間が満了した後の休業期間については，傷病手当金等は支給されません（下記例を参照）。

なお，傷病名が異なっていたとしても相互に因果関係がある傷病については，「同一傷病」とみなします。

例　県費組合員が，病気休職により無給になり，１年間傷病手当金を受給（下図①）していたが，その後復職（下図②）した。復職から１年３月後，同一傷病により再び勤務に服することができなくなり，90 日間の病気休暇期間（下図③）及びその後１年間の有給休職（給料８割支給）期間（下図④）を経て無給休職になった。

（前提）　病気休暇及び有給休職期間は，支給された報酬（給与）の日額が傷病手当金の給付日額以上であるため，傷病手当金の支給はなく，無給休職開始時から支給が開始するものとする。（28-1 ページの図「傷病手当金（傷病手当金附加金）の支給期間のイメージ」における②の場合に該当）。

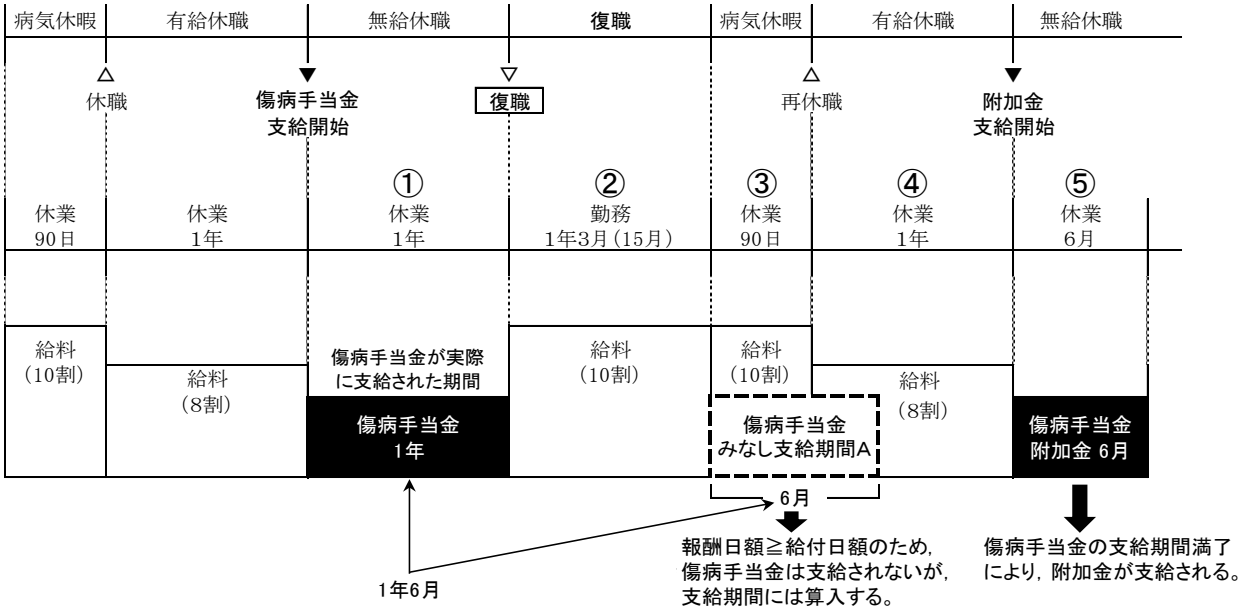

（考え方）

例においては，勤務はしていないが給料が支給される病気休暇期間③及び有給休職期間④の一部の期間について，傷病手当金が支給されたものとみなし，支給期間に算入する。

前回の休職時に実際に支給された期間①及びみなし支給期間Ａを通算すると，傷病手当金の支給期間の１年６月となるため，有給休職期間④の途中で支給期間が満了する。

したがって，再休職期間について，傷病手当金は支給されず，⑤の無給休職期間に傷病手当金附加金が６月支給され，⑤より後の無給休職期間おいては，給付は生じない。

（H28.３新規）

【退職後の支給】

1　傷病手当金

退職時まで引き続き１年以上組合員期間がある組合員が，退職時に傷病手当金を受給しているとき（傷病手当金の支給要件は満たしているが，報酬（給与）の方が高いため傷病手当金が支給されていない場合を含む。）は，退職せずにいたならば支給されたはずの所定の期間について退職後も継続して傷病手当金が支給されます。ただし，**退職後，他の共済組合や健康保険等（国民健康保険を除く。）に加入した場合，又は労働能力がある場合（働くことができる状態にある場合）は，支給されません。**

（注）傷病手当金を受給する者が，他の共済組合や健康保険等の被扶養者として認定を受けるときは，傷病手当金が収入とみなされる可能性があります。被扶養者の収入要件等は，加入先の医療保険者へ確認してください。

2　傷病手当金附加金

退職後は支給されません。

【障害厚生年金（障害共済年金）】

組合員である間に初診日がある傷病により一定の障害状態となり，共済組合が支給要件を満たしていると認定した場合は，障害厚生年金（平成 27 年９月以前に受給権が生じたときは障害共済年金）が支給されます。

（H28.3 新規）

出産手当金

組合員が出産し，出産の日以前 42 日から出産の日後 56 日までの間（産前産後休暇期間）に，報酬（給与）の全部又は一部が支給されないときは，出産手当金が支給されます。ただし，出産手当金の対象となる産前産後の休業期間については，通常は特別休暇として給料が減額されないことから，実際に出産手当金が支給されるのは，給料以外の報酬で報酬全体に占める割合が高い報酬が減額され，報酬日額が給付日額を下回る場合又は退職後（資格喪失後）の支給の場合です。

支　給　額	１日当たりの給付額（１円未満四捨五入）＝標準報酬日額×2/3 ただし，平成 27 年９月以前の休業期間については， １日当たりの給付額＝給料日額×2/3×1.25（特別職は１） （注）１　標準報酬日額（10 円未満四捨五入）＝標準報酬月額×1/22 給料日額（10 円未満四捨五入）＝給料月額×1/22 ２　週休日については支給されません。 ３　報酬（給与）の一部が支給されるときは，１日当たりの給付額が減額調整され，出産手当金と報酬の差額が支給されます（調整方法については，31-1 ページ以下を参照）。 ４　出産手当金は，月単位で支給されます。
支　給　期　間	出産日（※）以前 42 日（多胎妊娠の場合にあっては 98 日）から出産日後 56 日まで ※　出産日が出産予定日後であるときは出産予定日
請　求　書　類	下記の請求書類を**月単位で提出**してください。 ・出産手当金請求書〔整理番号 25〕 ・当月の休業日において給与が支給された場合は，給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの） （注）出産手当金請求書〔整理番号 25〕中の別紙「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計算書」は，給与事務担当者の確認印を受けて提出してください。ただし，休業日において給与が支給されない場合は，別紙の提出は不要です。

【退職後の支給】

退職時まで引き続き１年以上組合員期間がある組合員が，退職時に出産手当金を受給しているとき（出産手当金の支給要件は満たしているが，報酬（給与）の方が高いため出産手当金が支給されていないときを含む。），退職せずにいたならば支給されたはずの所定の期間について退職後も継続して出産手当金が支給されます。ただし，**退職後，他の共済組合や健康保険等（国民健康保険を除く。）に加入した場合は，支給されません。**

休業手当金

組合員が次の表に掲げる事由により欠勤し，報酬（給与）の全部又は一部が支給されないときは，休業手当金が支給されます。ただし，傷病手当金又は出産手当金が支給される期間については支給されません。

表：休業手当金の給付事由及び支給期間

給付事由	支給期間（欠勤日について支給）	
被扶養者の病気又は負傷	欠勤した全期間	
被扶養者でない以下の者の病気又は負傷 ・組合員の配偶者 ・父母　・子	平成 29 年３月まで	平成 29 年４月から
	所属所長が給付を必要と認めた期間	欠勤を開始した日から引き続く 14 日以内
組合員の配偶者の出産	欠勤を開始した日から引き続く 14 日以内	
組合員又は被扶養者の不慮の災害 （組合員については公務によらない災害に限る。）	欠勤を開始した日から引き続く５日以内	
・組合員の婚姻又は配偶者の死亡 ・被扶養者の婚姻又は葬祭 ・二親等内の血族又は一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持する者の婚姻又は葬祭	欠勤を開始した日から引き続く７日以内	
学校教育法の規定による高等学校又は大学の通信教育の面接授業への出席	所属所長が給付を必要と認めた期間 （通信教育の面接授業に要する期間）	

（H28.３改定）

支　給　額	１日当たりの給付額（１円未満切捨て）＝標準報酬日額×50/100 ただし，平成 27 年９月以前の休業期間については， １日当たりの給付額＝給料日額×60/100 （注）１　標準報酬日額（10 円未満四捨五入）＝標準報酬月額×1/22 給料日額（10 円未満四捨五入）＝給料月額×1/22 ２　週休日については支給されません。 ３　報酬（給与）の一部が支給されるときは，１日当たりの給付額が減額調整され，休業手当金と報酬の差額が支給されます（調整方法については，31-1 ページ以下を参照）。 ４　休業手当金は，月単位で支給されます。
請　求　書　類	下記の請求書類を**月単位で提出**してください。 ・休業手当金請求書〔整理番号 26〕 ・前ページの給付事由に該当することに関する所属所長の証明書 ・当月の休業日において給与が支給された場合は，給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの） （注）休業手当金請求書〔整理番号 26〕中の別紙「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計算書」は，給与事務担当者の確認印を受けて提出してください。

育児休業手当金

組合員が育児休業を取得したときは，育児休業の対象となる子が１歳に達する日（誕生日の前日）までの育児休業期間について育児休業手当金が支給されます。ただし，一定の条件に該当するときは，支給期間等が延長されます。

【支給期間等が延長される場合】

１　特別な事情がある場合

次の表の①から⑤までのいずれかの事由に該当するときは，育児休業の対象となる子が１歳６か月に達する日までの育児休業期間について育児休業手当金が支給されます。

事　由		
子が１歳に達する日後の期間について	① 児童福祉法に規定する認可保育所に入所できないとき （注）１歳に達する日（誕生日の前日）までに，１歳の誕生日以前を保育所入所希望日として市区町村へ保育の申込みを行っているが，１歳の誕生日において保育が行われない場合をいいます。	
	子を常態として養育する予定であった配偶者が	② 死亡したとき
		③ 病気やけがで子を養育することが困難なとき
		④ 婚姻の解消その他の事情により子と別居したとき
		⑤ ６週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）以内に出産予定であるとき又は出産後８週間を経過していないとき

２　父母がともに育児休業を取得する場合

父母がともに育児休業を取得する場合は，**育児休業の対象となる子が１歳２か月に達するまでの育児休業期間について，１年を限度として育児休業手当金が支給**されます。

この場合，支給期間は，父（男性組合員）は育児休業期間について最長１年，また，母（女性組合員）については産後休暇期間と育児休業期間を合わせて最長１年です。

例　母が産後休暇に引続き，子が１歳に達する日以降まで育児休業を取得した場合の父に対する育児休業手当金の支給例（父①から③まで）

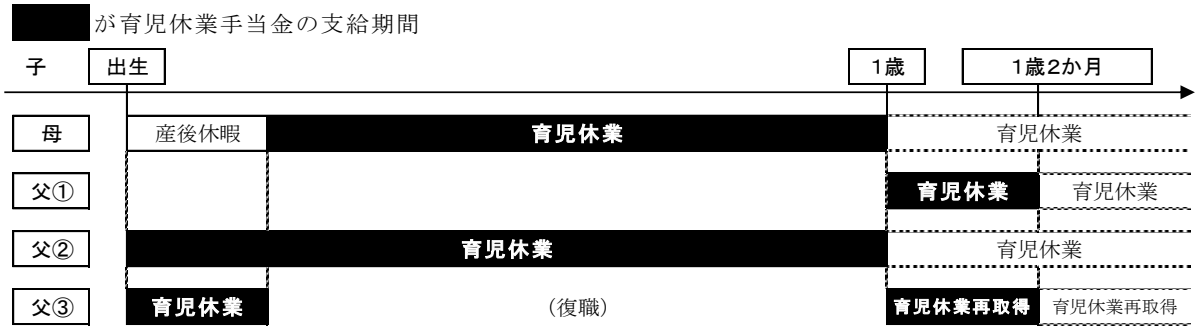

（H28.３改定）

<table>
<tr>
<td>支　給　額</td>
<td>
１日当たりの給付額（１円未満切捨て）＝標準報酬日額×給付割合
ただし，平成 27 年９月以前の休業期間については，
１日当たりの給付額（１円未満切捨て）＝給料日額×給付割合×1.25（特別職は１）
（注）１　標準報酬日額（10 円未満四捨五入）＝標準報酬月額×1/22
給料日額（10 円未満四捨五入）＝給料月額×1/22
２　給付割合は，育児休業を開始した年月により，次の表のとおり定められています。
<table>
<tr><th>育児休業開始年月</th><th colspan="2">給付割合</th></tr>
<tr><td>平成 26 年３月までに育児休業を開始した場合（※１）</td><td colspan="2">100 分の 50</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成 26 年４月以降に育児休業を開始した場合</td><td>育児休業を取得した期間が通算して 180 日に達するまでの期間（※２）</td><td>100 分の 67</td></tr>
<tr><td>181 日以降の期間</td><td>100 分の 50</td></tr>
</table>
※１　平成 26 年３月までに育児休業を開始し，一度復職したのち，平成 26 年４月以降に同一子に係る育児休業を再度取得した場合を含みます。
※２　育児休業を取得した期間が通算して 180 日に達するまでの期間のうち，週休日を除く休業日数について育児休業手当金が支給されます（給付割合の適用例については次ページ参照）。
３　１日当たりの給付額（給付日額）が，給付上限日額（31 ページ参照）を超えるときは，給付上限日額を１日当たりの給付額とします。
４　週休日については支給されません。
５　育児休業手当金は，月単位で支給されます。
６　請求金額は，支部ホームページに掲載してある「育児休業手当金請求書〔整理番号 20〕」（エクセル形式）で計算することができます。
</td>
</tr>
<tr>
<td>請　求　書　類</td>
<td>
【育児休業を取得したとき】
・育児休業手当金請求書（新規分）〔整理番号 20〕
・辞令の写し（所属所長の原本証明があるもの）
【育児休業手当金の請求期間を変更（短縮又は延長）がしたとき，又は復職後再取得したとき】
・育児休業手当金請求書（変更分・再取得分）〔整理番号 20〕
・変更又は再取得の辞令の写し（所属所長の原本証明があるもの）
【父母がともに育児休業を取得したとき】
・育児休業手当金請求書〔整理番号 20〕
・請求組合員の辞令の写し（所属所長の原本証明があるもの）
・世帯全員について記載された住民票（請求組合員の配偶者を確認するため，続柄が記載されているもの。また，写しを提出する場合は所属所長の原本証明があるもの。）
・配偶者の育児休業に係る証明書〔整理番号 20-1〕

（注）特別な事情（前ページ参照）により，支給期間が延長される場合は，当該事情を確認する書類が必要となりますので，あらかじめ共済組合へ問い合わせてください。
</td>
</tr>
</table>

（H28.３改定）

例　育児休業手当金の給付割合の適用例

① 平成26年４月１日以降に育児休業を取得した場合

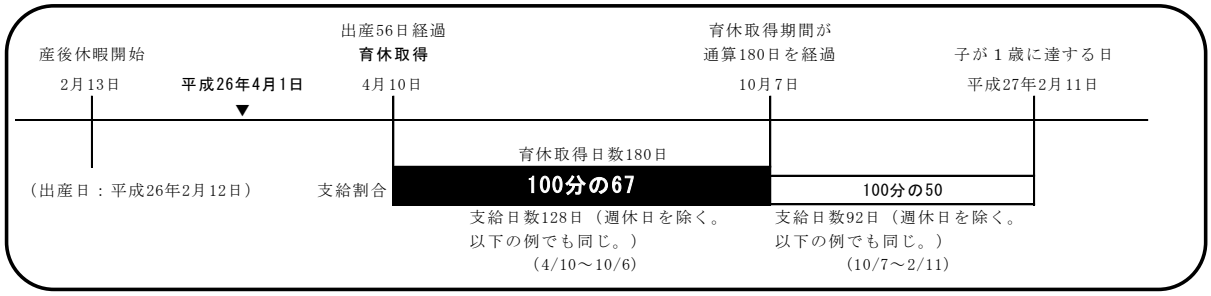

② 平成26年４月１日以降に育児休業を取得し，一度復職したのち，再度育児休業を取得した場合

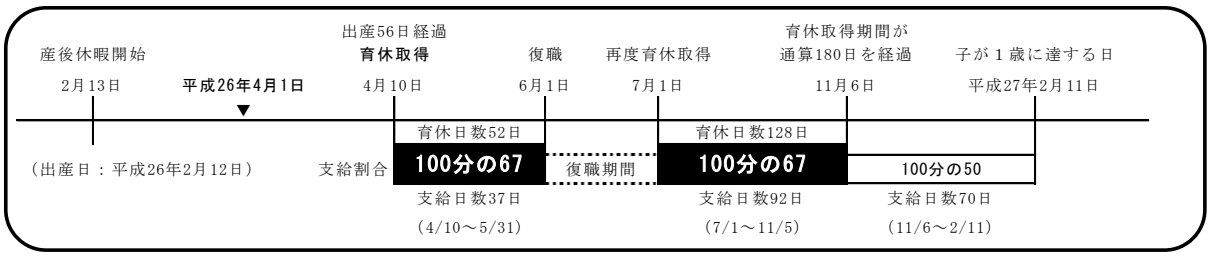

③ 平成26年３月31日以前に育児休業を取得した場合

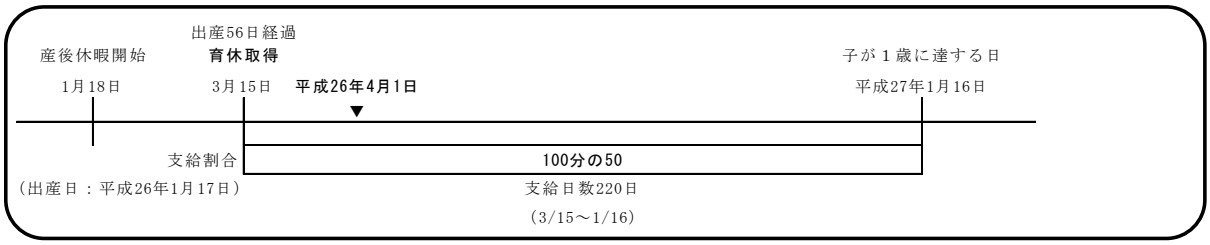

④ 平成26年３月31日以前に育児休業を取得し，一度復職したのち，再度育児休業を取得した場合

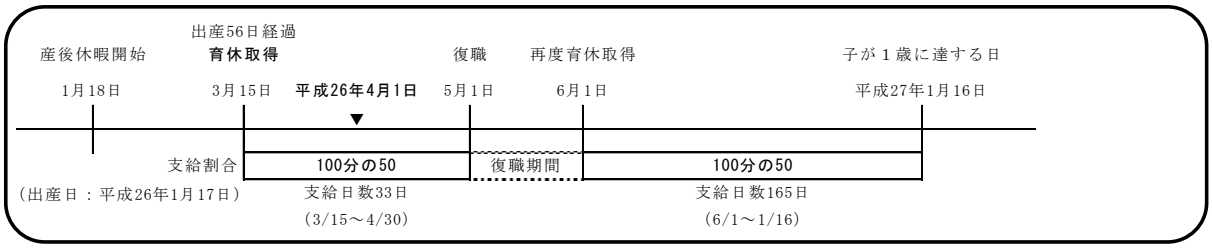

⑤ 母が平成26年３月31日以前に育児休業を取得し，父が平成26年４月１日以降に育児休業を取得した場合

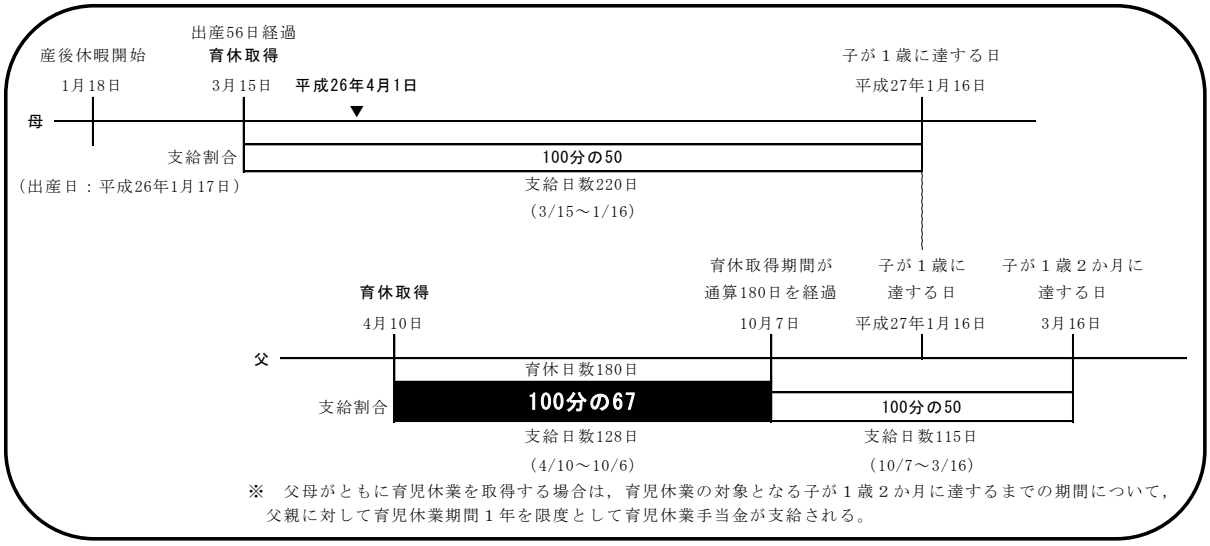

※　父母がともに育児休業を取得する場合は，育児休業の対象となる子が１歳２か月に達するまでの期間について，父親に対して育児休業期間１年を限度として育児休業手当金が支給される。

（H26.５改定）

介護休業手当金

組合員が，介護を必要とする家族の介護を行うため介護休暇を取得して報酬（給与）の全部又は一部が支給されないときは，介護休業手当金が支給されます。

介護休業手当金は，**介護休暇の開始日から起算して３か月を超えない期間**で，介護休暇取得期間について支給されます。

なお，介護休業手当金の支給を受けるためには，**介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けるときに，２週間以上の期間を一括して取得する必要があります**。ただし，当初の取得期間は２週間以上であったが，要介護者の死亡等により，実際の介護休暇期間が２週間未満であった場合は，介護休業手当金の支給対象となります。

（注）家族の範囲は，組合員の配偶者，父母，子及び配偶者の父母並びに組合員と同居している祖父母，孫，兄弟姉妹，父母の配偶者，配偶者の父母の配偶者，子の配偶者及び配偶者の子です。

支　給　額	１日当たりの給付額（１円未満切捨て）＝標準報酬日額×40／100 ただし，平成 27 年９月以前の休業期間については， １日当たりの給付額（１円未満切捨て）＝給料日額×40／100×1.25（特別職は１） （注）１　標準報酬日額（10 円未満四捨五入）＝標準報酬月額×1/22 給料日額（10 円未満四捨五入）＝給料月額×1/22 ２　１日当たりの給付額（給付日額）が，給付上限日額（下記表を参照）を超えるときは，給付上限日額を１日当たりの給付額とします。 ３　休日及び週休日については支給されません。 また，半日又は時間単位の休暇については支給されません。 ４　報酬（給与）の一部が支給されるときは，１日当たりの給付額が減額調整され，介護休業手当金と報酬の差額が支給されます（調整方法については，31-1 ページ以下を参照）。 ５　介護休業手当金は，月単位で支給されます。
請　求　書　類	下記の請求書類を**月単位で提出**してください。 ・介護休業手当金請求書〔整理番号 26-2〕 ・介護休暇承認簿の写し（所属所長の原本証明のあるもの） ・当月の介護休暇日において支給された給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明のあるもの） （注）介護休業手当金請求書〔整理番号 26-2〕中の別紙「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計算書」は，給与事務担当者の確認印を受けて提出してください。

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付水準は，雇用保険法に定める育児休業給付及び介護休業給付に準じています。１日当たりの給付額（給付日額）が，次の表の給付上限日額を超えるときは，給付上限日額が１日当たりの給付額として支給されます。

なお，雇用保険法に定める賃金日額が変更されたときは，給付上限日額も変更されます（毎年８月頃）。

表：育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額

区　分		給付上限日額	
		平成 27 年７月休業分まで	平成 27 年８月休業分から
育児休業手当金（注）	100 分の 50 適用の場合	9,681 円	9,688 円
	100 分の 67 適用の場合	12,973 円	12,982 円
介護休業手当金		7,745 円	7,750 円

（注）平成 26 年４月以降に育児休業を開始した場合，育児休業を取得した期間が通算して 180 日に達するまでの期間は，給付割合 100 分の 67 を適用する（適用例については前ページを参照）。

（H28.３改定）

休業給付の調整

1　報酬との調整

平成 27 年 10 月以後の休業日において，報酬（給与）が支給される場合，休業給付（傷病手当金，傷病手当金附加金，出産手当金，休業手当金，育児休業手当金及び介護休業手当金）の１日当たりの給付額（給付日額）が，報酬の１日当たりの額（報酬日額）を上回る場合は，給付日額から報酬日額を減額した額（下記図の差額）が支給されます。給付日額が報酬日額以下の場合は，支給されません。

図：報酬との調整のイメージ（県費組合員の場合）

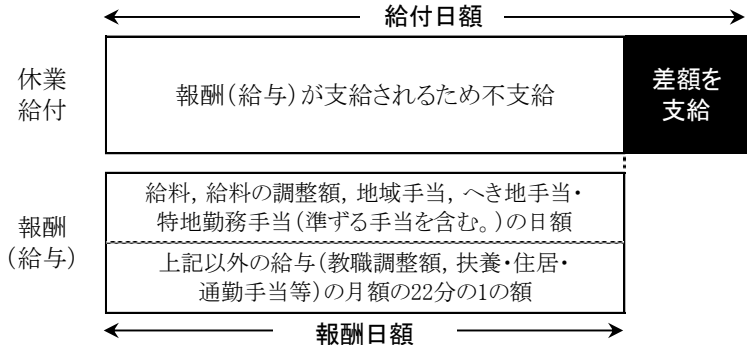

(1) 給付日額の算出方法

休業給付の１日当たりの給付額（給付日額）の算出方法は，各給付の支給額のページを参照してください。ただし，育児休業手当金及び介護休業手当金については，算出した給付日額が給付上限日額（31 ページ参照）を超える場合は，給付上限日額を給付日額とします。

(2) 報酬日額の算出方法

【傷病手当金，傷病手当金附加金，出産手当金，休業手当金，育児休業手当金の場合】

報酬の１日当たりの額（報酬日額）は，休業日において支給された給与について，次の計算式により算出します。

$$\text{報酬日額（1円未満切捨て）} = \text{①}\ \frac{\text{給料＋給料の調整額＋地域手当＋へき地手当・特地勤務手当（準ずる手当を含む。）}}{\text{給与支給対象日数}} + \text{②}\ \frac{\text{上記①以外の給与の総額}}{22\text{日}}$$

※ ①，②は少数点第2位未満切捨て

（注）１　休業した月の途中で給料の支給割合が変わる場合は，支給割合の異なる休業期間ごとに上記の計算式により報酬日額を算出します。

２　上記計算式の②における給与の額は，月額（支給割合が減じられる場合は，減じた後の月額）によります。

３　上記計算式の②における**通勤手当**の額は，月の途中から休業又は復職（復帰）し，休業日を含めた期間分が支給される（日割計算されない）場合，次の表のとおりです。

表：報酬との調整における通勤手当の取扱い

休業給付種別	通勤手当	
	支給単位期間	調整の対象とする額
傷病手当金 傷病手当金附加金 出産手当金 休業手当金	１か月	月額
	複数月	支給単位期間における末月以外の月の額（１円未満切捨て） ＝通勤手当支給額÷支給単位期間の月数 支給単位期間の末月の額 ＝通勤手当支給額－末月以外の月の額（上記の額）の合計額
育児休業手当金	支給単位期間にかかわらず，調整の対象としない。	

（H28.3 新規）

4　次に掲げる報酬は，調整の対象としません。
- 毎月の給与以外の報酬（期末・勤勉手当，退職手当）
- 休業日以外の日に対して支給された給与の追給又は戻入
- 休業日以外の日の勤務実績に基づいて支給された報酬（時間外勤務手当，特殊勤務手当等）

5　育児休業手当金については，育児休業期間中は給与が支給されないこと，また，月の途中から育児休業を取得又は復帰した場合において，通勤手当が休業日を含めた期間分支給されたとしても調整の対象としないことから，基本的には報酬との調整は生じません。

【介護休業手当金の場合】

報酬の１日当たりの額（報酬日額）は，休業日において支給された給与について，次の計算式により算出します。

報酬日額（1円未満切捨て）＝

①
$$\frac{\text{下記②の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる給与の総額}}{\text{休業月の給与支給対象日数}}$$

－ ②
地方公共団体等が給与条例等で定める勤務1時間当たりの給与額×7.75時間

＋ ③
$$\frac{\text{上記②の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎とはならない給与の総額}}{22\text{日}}$$

※ ①，②，③は少数点第2位未満切捨て

（注）1　上記計算式の①及び③における給与の額は，月額（減額して支給される場合は，減額前の月額）によります。
2　上記計算式において，①－②≦０円となる場合は，①－②＝０円として計算します。
3　上記計算式の③における**通勤手当**は，月の途中から休業又は復帰し，休業日を含めた期間分が支給される（日割計算されない）場合，調整の対象としません。
4　通勤手当以外で調整の対象としない給与は，傷病手当金等と同様です。

2　障害年金等との調整（傷病手当金及び傷病手当金附加金）

(1) 障害年金との調整

傷病手当金及び傷病手当金附加金については，**平成 27 年 10 月以後の休業日**において，同一の傷病を給付事由とする障害年金（障害基礎年金，障害共済年金，障害厚生年金）が支給される場合，傷病手当金等の１日当たりの給付額（給付日額）が，障害年金の１日当たりの額（年金日額）を上回る場合は，給付日額から年金日額を減額した額（下記図の差額）が支給されます。給付日額が年金日額以下の場合は，支給されません。

図：障害年金との調整のイメージ

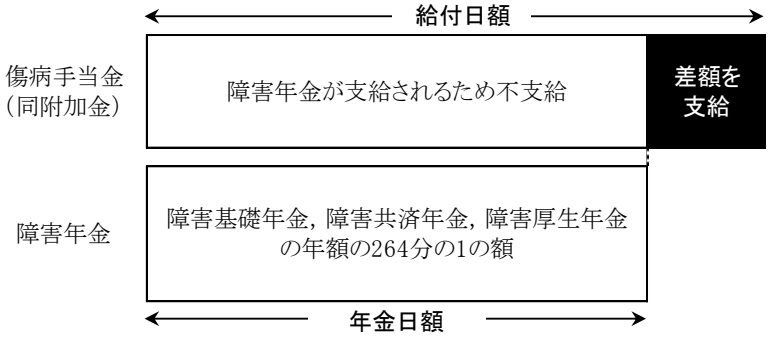

※　障害基礎年金は，日本年金機構から支給される。
障害共済年金（平成27年10月以降に受給権が生じたときは障害厚生年金）は，共済組合から支給される。

（H28.3 新規）

ア　給付日額の算出方法

傷病手当金及び傷病手当金附加金の１日当たりの給付額（給付日額）の算出方法は，28 ページの支給額を参照してください。

イ　年金日額の算出方法

障害年金の１日当たりの額（年金日額）は，支給される全ての障害年金について，次の計算式により算出します。

$$\text{年金日額（1円未満切捨て）} = \frac{\text{全ての障害年金の年額}}{264\text{日}}$$

ウ　在職中に報酬（給与）と障害年金が支給される場合

平成 27 年 10 月以後の休業日において，報酬（給与）が支給され，併せて障害年金も支給される場合，報酬の１日当たりの額（報酬日額）と障害年金の１日当たりの額（年金日額）を比較して，いずれか高い額（同額の場合は年金日額）を傷病手当金等の１日当たりの額（給付日額）が上回るときは，その差額が支給されます（同額以下の場合は支給されません。）。

表：在職中に報酬（給与）と障害年金が支給される場合の傷病手当金等の調整方法

日額の比較	調整方法
年金日額 ＜ **報酬日額**　となる場合	給付日額－**報酬日額**（差額を支給）
年金日額 ≧ 報酬日額　となる場合	給付日額－**年金日額**（差額を支給）

(2) 障害手当金との調整

傷病手当金及び傷病手当金附加金については，**平成 27 年 10 月以後の休業日**において，同一の傷病を給付事由とする障害手当金が支給される場合，障害手当金の給付事由が生じた日以後，傷病手当金等の支給累計額が当該障害手当金の額に達するまでの期間は，傷病手当金等は支給されません（障害手当金が優先されます。）。

(3) 退職・老齢を給付事由とする年金との調整（傷病手当金のみ）

傷病手当金に係る退職後の支給（28-3 ページ参照）を受ける場合，退職・老齢を給付事由とする年金が支給されるときは，「(1)障害年金との調整」と同様の方法により，傷病手当金が調整されます。

(4) 調整が生じる場合の留意事項

年金及び障害手当金は，請求してから決定するまでに一定の期間を要し，給付事由が生じた日にさかのぼって決定されることが多いことから，年金等の額が確定するよりも先に，傷病手当金等が満額支給される場合が多くあります。

この場合，年金等の額が確定し次第，先に給付した傷病手当金等について再計算を行い，過払いとなった傷病手当金等を返納していただきます。

（H28.3 新規）